

# 令和元年9月議会 生活環境委員会 議案説明資料

- 議案第69号  
令和元年度福岡市水道事業会計補正予算案（第1号） 1～3頁  
水道事業会計
  - 1 予算の補正 1頁
  - 2 補正予算の目別内訳 1頁
  - 3 令和元年度水道事業の財政状況 2頁
  
- 議案第70号  
令和元年度福岡市工業用水道事業会計補正予算案（第1号） 5～7頁  
工業用水道事業会計
  - 1 予算の補正 5頁
  - 2 補正予算の目別内訳 5頁
  - 3 令和元年度工業用水道事業の財政状況 6頁
  
- （参考）平成30年度福岡市包括外部監査の指摘への対応について 8～11頁
  
- 議案第82号  
福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める  
条例の一部を改正する条例案 12頁
  
- 議案第83号  
福岡市水道給水条例の一部を改正する条例案 13～14頁

水 道 局



# 水道事業会計

## 議案第69号

### 令和元年度福岡市水道事業会計補正予算案(第1号)

△印減

#### 1 予算の補正

##### (1) 収益的収入及び支出

		収		入	
(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款	水道事業収益	39,199,540 千円	105,489 千円	39,305,029 千円	
第2項	営業外収益	4,346,293 千円	124 千円	4,346,417 千円	
第3項	特別利益	13,190 千円	105,365 千円	118,555 千円	
		支		出	
(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款	水道事業費用	32,801,278 千円	457,490 千円	33,258,768 千円	
第1項	営業費用	30,163,202 千円	7,413 千円	30,170,615 千円	
第3項	特別損失	20,501 千円	450,077 千円	470,578 千円	

#### 2 補正予算の目別内訳

##### (1) 収益的収入及び支出

区 分		補正前	補正額	計	説 明
		千円	千円	千円	
収 入	(2項 営業外収益)				
	6目 長期前受金戻入	2,018,694	124	2,018,818	過年度処理に伴う工事負担金戻入等の追加
	(3項 特別利益)				
	2目 過年度損益修正益	13,189	105,365	118,554	過年度処理に伴う過年度損益修正益の追加
	その他	37,167,657	—	37,167,657	
	計	39,199,540	105,489	39,305,029	
支 出	(1項 営業費用)				
	8目 減価償却費	10,718,851	7,413	10,726,264	過年度処理に伴う減価償却費の追加
	(3項 特別損失)				
	1目 過年度損益修正損	20,500	334,104	354,604	過年度処理に伴う過年度損益修正損の追加
	2目 その他特別損失	1	115,973	115,974	建設仮勘定の除却に伴うその他特別損失の追加
	その他	22,061,926	—	22,061,926	
	計	32,801,278	457,490	33,258,768	

### 3 令和元年度水道事業の財政状況

(消費税抜, 単位:千円)

区分	収益的収支				単年度損益 (C) - (D)	利益処分(※1)	累積損益
	収入			支出			
	料金 (A)	その他 (B)	計 (A) + (B) (C)				
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	
補正前	31,844,000	4,436,668	36,280,668	30,923,530	5,357,138	5,357,138	—
補正後	31,844,000	4,542,157	36,386,157	31,381,020	5,005,137	5,005,137	—
差引	—	105,489	105,489	457,490	△ 352,001	△ 352,001	—

※1 「利益処分」額には、平成26年度からの公営企業会計基準の適用に伴い、未処分利益剰余金に再計上することとなった、企業債の償還財源として使用した減債積立金取崩額は含めていない。

※2 「補てん財源」とは、収益的収支において現金の支出を必要としない減価償却費等の費用を計上していることなどにより企業内部に留保された資金で、これにより企業債の償還などによって生じる資本的収支不足額を補てんするもの。

(消費税込, 単位:千円)

資 本 的 収 支			補 て ん 財 源 (※2)		単年度資金 過不足額 (J) + (K) + (L) (M)	累積資金 過不足額 (N)
収 入 (H)	支 出 (I)	資本的収支 過不足額 (H) - (I) (J)	損益勘定 留保資金等 (K)	単年度損益 (長期前受金 戻入除く) (L)		
7,498,215	25,014,343	△ 17,516,128	15,060,320	3,338,444	882,636	6,932,225
7,498,215	25,014,343	△ 17,516,128	15,412,445	2,986,319	882,636	6,932,225
—	—	—	352,125	△ 352,125	—	—

(注) 資本的収支には, 平成30年度からの繰越額を含む。



# 工業用水道事業会計

## 議案第70号

### 令和元年度福岡市工業用水道事業会計補正予算案(第1号)

△印減

#### 1 予算の補正

##### (1) 収益的支出

(科 目)	支 (既決予定額)	出 (補正予定額)	(計)
第1款 工業用水道事業費用	217,210 千円	2,418 千円	219,628 千円
第1項 営業費用	205,998 千円	△ 142 千円	205,856 千円
第4項 特別損失	－ 千円	2,560 千円	2,560 千円

#### 2 補正予算の目別内訳

##### (1) 収益的支出

区 分	補正前	補正額	計	説 明	
支 出	(1項 営業費用)				
	2目 減価償却費	68,752	△ 142	68,610	過年度処理に伴う減価償却費の減額
	(4項 特別損失)				
	1目 過年度損益修正損	－	2,560	2,560	過年度処理に伴う過年度損益修正損の追加
	その他	148,458	－	148,458	
計	217,210	2,418	219,628		

### 3 令和元年度工業用水道事業の財政状況

(消費税抜, 単位:千円)

区分	収益的収支				単年度損益 (C) - (D) (E)	利益処分(※1) (F)	累積損益 (G)
	収入			支出 (D)			
	料金 (A)	その他 (B)	計 (A) + (B) (C)				
補正前	223,313	12,500	235,813	207,710	28,103	—	441,854
補正後	223,313	12,500	235,813	210,128	25,685	—	439,436
差引	—	—	—	2,418	△ 2,418	—	△2,418

※1 「利益処分」額には、平成26年度からの公営企業会計基準の適用に伴い、未処分利益剰余金に再計上することとなった、企業債の償還財源として使用した減債積立金取崩額は含めていない。  
なお、平成29年度以降の単年度損益は、資金確保のため、利益処分を行わず累積損益に積み上げている。

※2 「補てん財源」とは、収益的収支において現金の支出を必要としない減価償却費等の費用を計上していることなどにより企業内部に留保された資金で、これにより企業債の償還などによって生じる資本的収支不足額を補てんするもの。

(消費税込, 単位:千円)

資 本 的 収 支			補 て ん 財 源 (※2)		単年度資金 過不足額 (J) + (K) + (L) (M)	累積資金 過不足額 (N)
収 入 (H)	支 出 (I)	資本的収支 過不足額 (H) - (I) (J)	損益勘定 留保資金等 (K)	単年度損益 (長期前受金 戻入除く) (L)		
422,000	486,891	△ 64,891	111,443	20,205	66,757	361,260
422,000	486,891	△ 64,891	113,861	17,787	66,757	361,260
—	—	—	2,418	△ 2,418	—	—

(注) 資本的収支には, 平成30年度からの繰越額を含む。

# (参考) 平成30年度福岡市包括外部監査の指摘への対応について

## 1 平成30年度包括外部監査について

実施期間：平成30年8月2日から平成31年3月15日まで  
 監査のテーマ：福岡市水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について  
 対象期間：原則、平成29年度。必要に応じ平成30年度及び平成28年度以前の過年度  
 実施方法：監査対象事業の概要把握，所管部局に対するヒアリング，関係資料の閲覧  
 監査実施者：包括外部監査人 吉村祐二 外 補助者12名

## 2 指摘の概要と措置すべき内容，及び9月補正予算の内訳

### (1) 「貸借対照表の正確性の確保」について

会計システムにより作成された貸借対照表の金額と、固定資産や債権などの個別明細を記載した管理資料等の金額が一致していない科目があるため、内容を調査し修正を行う必要がある。

#### <措置すべき項目及び内容>

(単位：円)

項目	措置を要する額	措置すべき内容	平成30年度措置済額	補正予算により措置する額 (平成30年度未処理額)
① 建設仮勘定	△ 816,547,773	・ 固定資産への振替 (△700,574,831)	-	-
		・ 振替先固定資産が特定できないことによる除却 (△115,972,942)	-	△ 115,972,942
	-	・ 上記の固定資産への振替に伴い発生する減価償却費の計上 (77,868,356)	-	77,868,356
② 未収金	41,826,080	・ 貸借対照表に計上漏れとなっている未収金(料金収入)の計上	-	41,826,080
③ 未払金	9,449,614	・ 勘定科目誤りの修正による預り金からの振替 (9,466,473) ・ データの重複計上分の減額 (△16,859)	9,466,473	△ 16,859
④ 前受金	△ 29,815,406	・ 預り金への振替漏れ (△1,874,122) ・ 収益への振替漏れ (△27,941,284)	△ 1,874,122	△ 27,941,284
⑤ 預り金	△ 19,771,312	・ 勘定科目誤りの修正による未払金への振替 (△9,466,473) ・ 前受金からの振替漏れ (1,874,122) ・ データの重複計上分の減額 (△12,178,961)	△ 7,592,351	△ 12,178,961
⑥ 長期前受金	△ 25,400,690	・ 固定資産台帳への登録誤りの修正 (△25,400,690)	-	-
	-	・ 固定資産台帳への登録誤りの修正及び建設仮勘定から固定資産へ振り替えることにより発生する長期前受金戻入の計上	-	20,175,694 △ 19,007,714

<補正予算の内訳>

(単位：千円)

(単位：千円)

区分	過年度処理等のための予算			現年度予算への影響額	
	水道事業収益	水道事業費用		水道事業収益	水道事業費用
項	特別利益	特別損失		営業外収益	営業費用
目	過年度損益修正益 (A)	過年度損益修正損 (B)	その他特別損失 (C)	長期前受金戻入 (D)	減価償却費 (E)
①	—	—	—	—	—
	—	—	115,973	—	—
	—	77,868	—	—	15,763
②	41,826	—	—	—	—
③	17	—	—	—	—
④	27,941	—	—	—	—
⑤	12,179	—	—	—	—
⑥	—	—	—	—	—
	20,175	19,008	—	124	—

## (2) 「前受金の精算事務」について

一時用の前受水道料金や給水工事の検査料において、前受金として留保されたままとなっているものがあるため、各案件の精算の要否を確認し、精算が必要な案件については速やかに精算処理を行う必要がある。

### <措置すべき項目及び内容>

(単位：円)

項目	措置を要する額	修正すべき内容	平成30年度 措置済額	補正予算により 措置する額 (平成30年度 未処理額)
⑦ 前受金	△ 4,011,112	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精算に伴う還付金として預り金へ振替 (△2,133,300)</li> <li>・精算に伴う収益への振替 (△1,877,812)</li> </ul>	△ 2,133,300	△ 1,877,812
預り金	2,133,300	・精算に伴う還付金として前受金から振替	2,133,300	—

## (3) 「固定資産の除却漏れ」について

会計上の除却手続きが漏れているものがあつたため、調査のうえ、除却漏れの固定資産について速やかに除却手続きを行う必要がある。

### <措置すべき項目及び内容>

(単位：円)

項目	措置を要する額	修正すべき内容	平成30年度 措置済額	補正予算により 措置する額 (平成30年度 未処理額)
⑧ 固定資産	△ 238,252,103	除却による減額	△ 1,024,599	△ 237,227,504
	—	除却に伴い発生する長期前受金戻入の計上	—	1,348,429

## (工業用水道事業)

(単位：円)

項目	措置を要する額	修正すべき内容	平成30年度 措置済額	補正予算により 措置する額 (平成30年度 未処理額)
⑨ 固定資産	△ 2,559,979	除却による減額	—	△ 2,559,979

<補正予算の内容>

(単位：千円)

(単位：千円)

区分	過年度処理等のための予算		
款	水道事業収益	水道事業費用	
項	特別利益	特別損失	
目	過年度損益修正益 (A)	過年度損益修正損 (B)	その他特別損失 (C)
⑦	1,878	—	—
—	—	—	—

現年度予算への影響額	
水道事業収益	水道事業費用
営業外収益	営業費用
長期前受金戻入 (D)	減価償却費 (E)
—	—
—	—

<補正予算の内訳>

(単位：千円)

(単位：千円)

区分	過年度処理等のための予算		
款	水道事業収益	水道事業費用	
項	特別利益	特別損失	
目	過年度損益修正益 (A)	過年度損益修正損 (B)	その他特別損失 (C)
⑧	—	237,228	—
	1,349	—	—

現年度予算への影響額	
水道事業収益	水道事業費用
営業外収益	営業費用
長期前受金戻入 (D)	減価償却費 (E)
—	△ 8,350
—	—

(単位：千円)

(単位：千円)

区分	過年度処理等のための予算		
款	水道事業収益	水道事業費用	
項	特別利益	特別損失	
目	過年度損益修正益 (A)	過年度損益修正損 (B)	その他特別損失 (C)
⑨	—	2,560	—

現年度予算への影響額	
水道事業収益	水道事業費用
営業外収益	営業費用
長期前受金戻入 (D)	減価償却費 (E)
—	△ 142

## 議案第 82 号

### 福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正の理由

地方公務員法の一部改正により、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることに伴い、所要の改正を行う必要があるもの。

#### 2 改正の内容

退職手当の支給要件に関する規定の整備（第 15 条関係）

退職手当の支給制限の対象から、成年被後見人等に該当することにより失職となった職員に係る部分を除く規定を削るもの。

#### 3 施行期日

令和元年 12 月 14 日とする。

#### 4 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

現 行	改 正 案
第 1 条～第14条 略 (退職手当) 第15条 略 2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当の全部又は一部の支給を制限することができる。 (1) 略 (2) 地方公務員法第28条第 4 項の規定による失職（ <u>同法第16条第 1 号に該当する場合を除く。</u> ）をした者。 (3) 略  以下略	第 1 条～第14条 略 (退職手当) 第15条 略 2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当の全部又は一部の支給を制限することができる。 (1) 略 (2) 地方公務員法第28条第 4 項の規定による失職をした者。 (3) 略  以下略

## 議案第 83 号

### 福岡市水道給水条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正の理由

水道法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行う等の必要があるもの。

#### 2 改正の内容

第 27 条第 1 項、第 39 条第 5 号及び第 6 号については、水道法施行令の一部改正により、引用条項「第 5 条」を「第 6 条」に改めるもの。

併せて、第 3 条第 1 号、第 17 条第 2 項及び第 40 条第 6 号については、所要の規定の整備を行うもの。

#### 3 施行期日

令和元年 10 月 1 日とする。

ただし、第 3 条第 1 号、第 17 条第 2 項及び第 40 条第 6 号の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 4 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

現 行	改 正 案
第 1 条・第 2 条 略 (給水装置の種別)	第 1 条・第 2 条 略 (給水装置の種別)
第 3 条 給水装置の種別は、次のとおりとする。 (1) 専用給水装置 <u>第 2 号</u> 及び第 3 号以外のもの (2)・(3) 略	第 3 条 給水装置の種別は、次のとおりとする。 (1) 専用給水装置 <u>次号</u> 及び第 3 号以外のもの (2)・(3) 略
第 4 条～第 16 条 略	第 4 条～第 16 条 略
第 17 条 略	第 17 条 略
2 第 14 条第 1 項又は <u>第 39 条第 1 項</u> の規定により給水の停止を行った場合においても、基本料金は、徴収する。	2 第 14 条第 1 項又は <u>第 39 条</u> の規定により給水の停止を行った場合においても、基本料金は、徴収する。
第 18 条～第 26 条 略 (給水装置の構造及び材質等)	第 18 条～第 26 条 略 (給水装置の構造及び材質等)
第 27 条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号。以下「令」という。)第 5 条に規定する基準に適合していなければならない。	第 27 条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号。以下「令」という。)第 6 条に規定する基準に適合していなければならない。
2・3 略	2・3 略
第 28 条～第 38 条 略 (給水の停止等)	第 28 条～第 38 条 略 (給水の停止等)
第 39 条 管理者は、保管者が次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間、給	第 39 条 管理者は、保管者が次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間、給

現 行	改 正 案
<p>水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 給水装置が指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないとき（当該給水装置の構造及び材質が令第5条に規定する基準に適合していることが確認されたときを除く。）。</p> <p>(6) 給水装置の構造及び材質が、令第5条に規定する基準に適合していないとき。</p> <p>(7) 略</p> <p>(過料)</p> <p>第40条 次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前条第1項の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者</p> <p>(7) 略</p> <p>以下略</p>	<p>水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 給水装置が指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないとき（当該給水装置の構造及び材質が令第6条に規定する基準に適合していることが確認されたときを除く。）。</p> <p>(6) 給水装置の構造及び材質が、令第6条に規定する基準に適合していないとき。</p> <p>(7) 略</p> <p>(過料)</p> <p>第40条 次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者</p> <p>(7) 略</p> <p>以下略</p>